

埋蔵文化財包蔵地の確認と事前協議について

土木工事・建築工事などの開発行為を行う場合、文化財保護法によりその場所が「埋蔵文化財包蔵地」に該当するかを開発行為を行う前に確認していただく必要があります。この確認は、恩納村教育委員会社会教育課文化財係（恩納村博物館内）で行っています（文化財の有無の確認）。

また、農地転用申請や建築確認申請等が提出された際にも、「埋蔵文化財包蔵地」に該当するかの確認を行っていますが、開発行為の計画策定段階から協議を行っていただくことで、埋蔵文化財の保護と開発行為の調整が円滑に進みますので、早期段階での照会をお願いします。

「埋蔵文化財」の取り扱いについて

『文化財保護法』において「埋蔵文化財」とは「土地に埋蔵されている文化財」と規定されています。この「埋蔵文化財」を「包蔵する土地として周知されている土地」が「埋蔵文化財包蔵地」となっています。恩納村内には、約 90 箇所の「埋蔵文化財包蔵地」が確認されております。「埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等の開発行為を行う際には、文部科学省令の定める事項を記載した書面により着手予定日の 60 日前に届け出をしなければならないとされています（文化財保護法第 93 条）。

恩納村 文化財の有無について（照会）様式

		平成 年 月 日	
恩納村教育委員会			
教 育 長 殿			
		会社名	
		住 所	
		氏 名	印
		TEL	
文化財の有無について（照会）			
みだしのことについて、下記所在地において_____を 行う計画をしています。			
つきましては、文化財の有無の確認をお願い（回答）致します。			
記			
事 業 名	:		
位 置 名	:	恩納村字	番地 他 筆（地籍一覧のとおり）
面 積	:	m ²	
添付書類	:	位置図、地籍図、建築設計図等	

※文化財の有無について照会される場合は、目的（個人住宅、店舗建設、リゾート開発、不動産鑑定等）や照会地の情報をご記入ください。

※建物設計（掘削場所及び深度）等がわかる計画図等がありましたら添付してください。